

区域外就学申請に係る添付書類について

区域外就学の申請にあたって、希望する学校が施設面等で受入れが困難とならない場合・当該申請に係る学校の学校規模が不適正とならない場合において、申請の理由に応じて以下の添付書類などが必要です。

受入制限校で承認が可能な申請基準には★を記載しています。

申請理由	添付書類など
1 転入・転出による場合	
(1) 現に通学している学校に引き続き ★ 通学を希望するとき ※ただし通学に要する時間が、原則として1時間以内であること	●特に添付書類は必要ありません。 ただし、事前に通学方法・所要時間等を確認したうえで、転出前に在学期間にて校長面談をおこない通学途中の安全確認をして内諾を受けてください。 ※受入制限校は承認期間に制限あり
(2) 近い将来、転入することが確実な ★ ため、あらかじめ転入先の学校への通学を希望するとき	●共通書類 ●転入先の住所、引渡日(入居日)、契約者の現居住地・氏名(押印)・契約日等が公的に証明できる書類の写し “賃貸借物件”の場合は、『賃貸借契約書』等の写し “購入物件”の場合は、『家屋建築(工事請負)契約書』等の写し(土地の売買契約書のみは不可)

2 家庭環境による場合

【承認期間は最長2年です。要件を満たして再申請をすることで再承認が原則可能です。】

(1) 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地がある学区の小学校への通学を希望するとき	●共通書類 ●保護者(共働きの場合は両親とも)の在職証明書 ※在職証明書は調布市ホームページからご確認ください。 緊急時に、その勤務地に子どもを引き取ることが可能であること。
(2) 自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合に、その店舗等がある学区の学校への通学を希望するとき	●共通書類 ●本拠地となっている店舗所在地と、業をおこなっていることを証明できるものなど 例) 営業許可書の写しなど ●保護者(共働きの場合は両親とも)の在職証明書 ※在職証明書は調布市ホームページで御確認ください。

※ 共働き家庭とは、原則、各保護者が週30時間以上の勤務を行っている場合を指します。

※ 在職証明書・念書の書式は、調布市ホームページからダウンロードできます。

トップページ>子育て・教育>学校・就学>入学・転入・転校>通学区域外の学校へ就学を希望する方へ>在職証明書様式見本 又は 保護者・預かり者念書様式見本

3 その他

(1) 転入学時に兄及び姉が通学している小学校への通学を希望するとき。 (転入学の時点で、兄又は姉が卒業している場合は除く)	●共通書類 ●申請書に、兄又は姉の名前と学校名・学年を記入してください。 ※受入制限校の承認期間は兄及び姉の卒業まで
(2) 健康上の理由により、学校を変更する方がのぞましいことが明らかになるとき	●共通書類 ●教育委員会が必要と認める書類 ※事前に学務課へ御相談ください。
(3) 特別な事情があり教育的配慮が必要であると教育委員会が認めたとき	●教育委員会が必要と認める書類 ※事前に学務課へ御相談ください。

※ 「●共通書類」とは、児童・生徒の氏名、生年月日、保護者氏名、現居住地が判るもの(住民票の写しなど)

※ 必要に応じて、このほかの書類を提出していただく場合もあります。

※ 申請書に、居住地より希望校までの通学所要時間・通学方法等を記入していただきますので、事前に確認をしておいてください。

お問合わせ先：調布市教育委員会学務課 電話042-481-7474